

ショート利用料金表

【短期入所療養介護(ショート)】

介護報酬算定項目の単位数に地域加算(3級地10.68円)を乗じた額を掲載しています

2024年4月1日改定

介護報酬算基本サービス (基本型)	多床室				個室				備考
	単位数	自己負担額			単位数	自己負担額			
		1割	2割	3割		1割	2割	3割	
要介護1(基本サービス費)	830	886	1,773	2,659	753	804	1,608	2,413	
要介護2(基本サービス費)	880	940	1,880	2,820	801	855	1,711	2,566	
要介護3(基本サービス費)	944	1,008	2,016	3,025	864	923	1,846	2,768	
要介護4(基本サービス費)	997	1,065	2,130	3,194	918	980	1,961	2,941	
要介護5(基本サービス費)	1,052	1,124	2,247	3,371	971	1,037	2,074	3,111	
介護報酬算基本サービス (在宅強化型)	多床室				個室				備考
	単位数	自己負担額			単位数	自己負担額			
		1割	2割	3割		1割	2割	3割	
要介護1(基本サービス費)	902	963	1,927	2,890	819	875	1,749	2,624	
要介護2(基本サービス費)	979	1,046	2,091	3,137	893	954	1,907	2,861	
要介護3(基本サービス費)	1,044	1,115	2,230	3,345	958	1,023	2,046	3,069	
要介護4(基本サービス費)	1,102	1,177	2,354	3,531	1,017	1,086	2,172	3,258	
要介護5(基本サービス費)	1,161	1,240	2,480	3,720	1,074	1,147	2,294	3,441	
介護報酬加算項目					単位数	自己負担額			備考
						1割	2割	3割	
個別リハビリテーション実施加算					240	256	513	769	
認知症ケア加算					76	81	162	244	
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日を上限)※					200	214	427	641	
緊急短期入所受入対応加算(7日(やむを得ない事情がある場合は14日)を限度))					90	96	192	288	
若年性認知症利用者受入加算(※との併用不可)					120	128	256	384	
重度療養管理加算					120	128	256	384	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(I)					51	54	109	163	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(II)					51	54	109	163	
送迎加算(片道あたり)					184	197	393	590	
総合医学管理加算(利用中10日を限度)					275	294	587	881	
口腔連携強化加算(1回につき50単位(1月に1回を限度))					50	53	107	160	
療養食加算(1回につき)					8	9	17	26	
夜勤職員配置加算					24	26	51	77	
認知症専門ケア加算(I)					3	3	6	10	
認知症専門ケア加算(II)					4	4	9	13	
緊急時治療管理					518	553	1,106	1,660	
生産性向上推進体制加算(I)					100	107	214	320	
生産性向上推進体制加算(II)					10	11	21	32	
サービス提供体制強化加算(I)					22	23	47	70	
サービス提供体制強化加算(II)					18	19	38	58	
サービス提供体制強化加算(III)					6	6	13	19	
夜勤職員勤務条件基準を満たさない場合の減算					97/100				
入所定員の超過、または職員等の欠員減算					70/100				
身体拘束廃止未実施減算					-1/100				
高齢者虐待防止未実施減算					-1/100				
業務継続計画未策定減算					-1/100				

①介護職員処遇改善加算	介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×39/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×29/1000	
	介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×16/1000	
②介護職員等特定処遇改善加算	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×21/1000	
	介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×17/1000	
③介護職員等ベースアップ等支援加算	介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位×8/1000	
介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×75/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位×71/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位×54/1000	
	介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位×44/1000	
介護職員処遇改善加算 令和7年3月31日まで	介護職員等処遇改善加算(V)(1)	所定単位×67/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(2)	所定単位×65/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(3)	所定単位×63/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(4)	所定単位×61/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(5)	所定単位×57/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(6)	所定単位×53/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(7)	所定単位×52/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(8)	所定単位×46/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(9)	所定単位×48/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(10)	所定単位×44/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(11)	所定単位×36/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(12)	所定単位×40/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(13)	所定単位×31/1000	
	介護職員等処遇改善加算(V)(14)	所定単位×23/1000	

※ 身体拘束廃止未実施減算については令和7年4月1日から適用する

※ 業務継続計画未策定減算については、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、令和7年3月31日までの間適用

※ ①介護職員処遇改善加算、②介護職員等特定処遇改善加算及び③介護職員等ベースアップ等支援加算については令和6年5月31日まで算定可能

※ 介護職員等処遇改善加算(V)については、令和7年3月31日まで算定可能

その他利用料	負担額	内 容
居住費(滞在費)/日 個室	1,670	サービス利用前の負担限度額認定証の提示により居住費の一部が減額になる場合があります
居住費(滞在費)/日 多床室	530	サービス利用前の負担限度額認定証の提示により居住費の一部が減額になる場合があります
基本食事サービス/朝	500	サービス利用前の負担限度額認定証の提示により食費の一部が減額になる場合があります
基本食事サービス/昼	830	サービス利用前の負担限度額認定証の提示により食費の一部が減額になる場合があります
基本食事サービス/夕	700	サービス利用前の負担限度額認定証の提示により食費の一部が減額になる場合があります
日用品費/日	実費	利用者の身の回り品として日常生活に必要なものの費用
教養娯楽費/日	実費	サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料に係る費用
特別室利用料/日 個室	3,300	個室をご利用の場合に加算(認知症専門棟は除く)
特別室利用料/日 2床室	1,650	2床室をご利用の場合に加算(認知症専門棟は除く)
電化製品利用料/日	50	電気毛布等の電化製品をご利用の場合に加算
理容・美容代	実費	

※ インフルエンザ・肺炎球菌等の予防接種、各種申請代行、診断書作成料などは、別途料金が発生します

※ 居室においてテレビをご視聴の方は、レンタルテレビ(250円/日)をご用意しております

※ 自己負担額(円)は単位数に地域単価を乗じて算出しておりますため、サービスの組み合わせによりお支払額に誤差が生じます。表示の金額は、お支払いの目安としてご覧ください

※ 本表の他にも各種加算減算がございますので、内容に関してご不明な点は、施設事務員までお問合せください

※ 表示の料金は税込み料金となります